

第19回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	松下 富男
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席10番 中島 準一 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席3番 田畑 啓之助 委員
議席4番 保井 章 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第92号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

○広報編集委員会報告事項

○意見書検討委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第19回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・農林水産省における「人・農地など関連施策の見直し」

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席10番中島準一委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番田畑啓之助委員と、議席4番保井章委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、議案第89号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

3条調書、整理番号21について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第89号、整理番号21について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は高齢のため農地の管理が行えないことから、農地の賃貸借権設定について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号21については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。
譲渡人2名とも、農業があまりできないので、譲受人にお願いすることで話がまとまりました。特に問題ありません。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号15本間推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号15番本間です。
譲受人は高齢ですが、農作業、水田管理に関しては精力的に取り組んでおられます。地域でもリーダー的で、年配ではありますが、不耕作になるところを意欲的に取り組んでいただいておりますので、問題ないかと思えます。
2月8日、林農業委員とともに現地確認いたしました。何ら問題ないと思えます。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号21について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号22について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号22について説明します。議案書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は高齢のため農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、整理番号21番の譲受人と同じ農家世帯の世帯員です。また、整理番号21番が許可することと決定されたことから、下限面積要件は満たします。譲受人は申請地にて水稻および野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可

要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号22については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号議席5番林です。
譲渡人2名の内、1名は地域にお住まいでなく、農地が管理できないこと。もう1名は施設に入所されており、農作業ができないことから、売買の話がまとまりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号15本間推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号15番本間です。
譲渡人お2人とも、地元でお住まいではない、また高齢で、引受人を探されておられましたところ、整理番号21の譲受人と同じ農家世帯の世帯員に引き受けていただくことになりました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号22について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号23について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号23について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は農業縮小のため、以前より農地の管理を譲受人に依頼していましたが、農地法による権利設定がされていませんでした。今回、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて果樹の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号23については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

当該地は、以前より借受人が果樹園栽培をされておりました。今までは、借りている状態で栽培をされておりましたが、このほど贈与で、話し合いが成立しました。1月13日に確認し、健全に管理をされておりました。所有権が移転するだけで農地は健全に維持されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号22清水推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事 務 局 申請の土地は、水利条件が悪いので果樹園として譲受人が管理されています。引き続き、果樹園として利用されるので、農地利用の最適化推進には問題はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号23について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号23については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号24については、次の整理番号25と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個々に行います。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号24及び整理番号25については関連があるため、一括して説明します。議案書は3ページ、4ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

整理番号24の譲渡人は高齢のため、また、整理番号25の譲渡人は市外在住の

ため、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について、譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地と、その東側に隣接する農地を一体としてビニールハウスを1棟設置し、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 整理番号24及び整理番号25については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

令和3年11月28日、中本推進委員とともに譲受人立会いのもと、現地確認し説明を受けました。申請地は、譲受人が農地をトマト栽培のビニールハウス用地として使用することから申請されました。既に、譲受人所有の今回申請地の周辺農地にトマト栽培ビニールハウス3棟が設置され、今後の営農活動が期待されます。

また、周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号26中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26中本です。

申請地の地域は、非常に過疎地で、不耕作地が多いところですが、譲受人は、新たに農業に取り組もうとされる若い方です。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号24、整理番号25を一括してお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、まず、整理番号24について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号24については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号 25 について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 25 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号 26 については、次の整理番号 27 と関連がございます
ので、一括審議といたします。
なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 26 及び整理番号 27 については関連があるため、一括して説明しま
す。議案書は 4 ページ、参考図は 7 ページ、8 ページです。申請地は、農業振興地
域内の白地及び青地農地です。

譲渡人は相続により農地を取得したものの、市外在住のため農地の管理が行えな
いことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人
は整理番号 26 番の農地にて茶および野菜の栽培を行い、整理番号 27 番の農地は
水稻の苗代とされる予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号 26 及び整理番号 27 については、私、議席 19 番北田からご説明い
たします。

担当農委 まず、整理番号 26 ですが、現在、茶を栽培されております。

道を挟んで、地番 536-2 は、国道 307 の敷設により残った農地で、過去
にはここで野菜を作っておられました。地番 589 については、持ち主の体調も
悪く、農業ができない、また市外にお住まいで、早くからこの土地については手
放したい意向があり、今回、譲受人との話がまとまり、売買の申請にいたりまし
た。

整理番号 27 は、周りを田に囲まれ、農道がなく、個人の畔道を通って入っ
ておられました。3 年間は耕作されていましたが、現在は耕作されておらず、譲受
人の家族が、草刈等の管理をされています。今般、譲受人が購入されることとな
りました。引き続き耕作をされます。何ら問題がないと判断しました。

現地確認は 1 月 29 日に行いました。審議のほどよろしく申し上げます。以上
です。

議 長 続いて、区域番号45関谷推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号45関谷です。
農地利用最適化の方面から問題はありません。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号26、整理番号27を一括してお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、整理番号26について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号27について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号27については、許可とすることに決定いたします。
議案第89号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第90号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号18について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第90号、整理番号18について説明します。議案書は5ページ、参考図は9ページ、10ページ、土地利用計画図は11ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請地を自家用自動車駐車場及び家庭菜園にするための申請です。隣地に農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号18については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。
現地確認を1月7日に行い、妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく
お願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号2池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号2池本です。
申請地は、宅地に隣接、屋敷内の農地で、周辺農地とは県道等で分断されてお
り、農地利用の最適化推進についても何ら支障がないものと考えます。審議のほ
どよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号18について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号19について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号19について説明します。議案書は6ページ、参考図は12ページ、
13ページ、土地利用計画図は14ページです。申請地は、非線引き都市計画区域
内の第3種農地です。

申請地を貸し資材置場にするための申請です。計画によると、近隣の工場に資材
置場、製品置き場として貸すための農地転用となっており、申請者と事業所との土
地賃貸借契約が申請に添付されています。新たな造成工事はありません。隣地に、
耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。

農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号19については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

10月9日、中村推進委員と現地確認をいたしました。譲渡人は農業をしておらず、親からの譲り受けた土地を今まで管理しておられましたが、譲受人の希望で資材置き場兼駐車場として借用されることになりました。譲受人は、運送会社を営んでおられ、大型車の駐車と製品置き場として利用されます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20中村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号20中村です。

何ら問題ないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号19について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。
議案第90号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号60について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第91号、整理番号60について説明します。議案書は7ページ、参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。申請地は、市街化

調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の賃貸借です。申請地は第2種農地ですが、既存駐車場の拡大であり、他に適当な用地がないことからやむを得ないと考えられます。計画によると、従業員の駐車場として利用されます。従業員駐車場と大型トラック駐車場が一体となった既存駐車場がありますが、事業拡大に伴う大型トラックの増車分の駐車場、及び、待機場所の確保のために、駐車場を拡張されます。工事としては、砕石にて造成される計画です。排水については既存の水路へ放流されます。隣接には、譲渡人が所有する農地があります。その農地の耕作者からは承諾を得られています。また、地元関係者、土地改良区の同意も得られています。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号60については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

土地利用計画上の大型トラック退避場所が、従業員の駐車場で、大型トラックの増量に伴い、従業員の車が邪魔になる、また県道への出入り等についても、Uターンがしにくいことから、従業員の駐車場として、地番414の白地、415については、現行作っておられる耕作者との話し合いのもと、青地の部分については、畔をきちんとつけるとのことで、現耕作者から話が聞いておりますし、地元の承諾もできております。1月7日、推進委員とともに現地を確認しました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号3徳地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号3徳地です。

1月7日、伴委員と現地確認を行いました。周辺は駐車場と、既存建物、倉庫と書いてありますが、その間に囲まれた田です。農地利用の最適化の推進に支障はないものと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号60について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号60については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号61について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号61について説明します。議案書は8ページ、参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、ドラッグストア建設を目的とする、農地の賃貸借です。申請地は第2種農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、他に適当な代替地が見つからなかったことから、立地についてはやむを得ないと考えられます。計画によると、5, 220平方メートルの申請地を含む、5, 525.81平方メートルの開発区域に、建築面積1, 088.08平方メートルの平屋建ての店舗を建築されます。土地利用計画図をご覧くださいと、建物の東側で、申請地の一部が分断されているところが確認いただけます。この間には公衆用道路が通っています。開発区域内に含まれる約242平方メートルの公共用地については、北側の農地との間に付け替えて、整備されるなど、管理者と協議されています。造成としては、南側の国道、東側の市道に高さを合わせる計画となっています。隣接地よりも高く盛土を行う場所は擁壁を設置することで、土砂の流出を防止されます。また、雨水排水は、敷地内に水路を設け、枡に集水し、市道側溝へ放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 整理番号61については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和3年12月27日に橋本推進委員と現地確認をし、申請者から聞き取りをいたしました。今回貸し出されるところは、茶園が広がり、5、6年前までは熱心に管理されていましたが、高齢となり、維持ができなくなりました。そのため、賃貸借契約を結ばれました。もう1名の方はもともと農業しておらず、もう

1名は、今も茶業を営んでおられますが、圃場の集約に力を入れておられますことから同意されました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号19橋本です。

申請地は、南側に国道1号、東側に市道、また西側には消防署があり、農地転用に伴う周辺への被害はないと考えられ、また農業振興や担い手への農地集積集約にも影響がないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号61について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号61については、許可相当とすることに決定いたします。

なお、この案件は、合計面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、「都市計画法第29条」について、別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、整理番号62について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号62について説明します。議案書は9ページ、参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画図は23ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。

申請内容は、植林を目的とする、農地の売買です。申請地は第2種農地ですが、山間地に位置する耕作が行われていない農地であり、林業を行う譲受人が周囲の山林と一体的に利用されることから、土地選定についてはやむを得ないと考えられます。計画によると、造成等を行わず、現況地盤のまま杉の苗木を1,080本、植え付けられます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られておりま

す。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、申請地の南に隣接する区域において、令和元年8月に、植林目的で農地法第5条の許可を受けた箇所については、計画通りに杉の苗木が植えられていることを確認しています。以上です。

議 長 整理番号61については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

この地域は、参考図の22ページにある農地はもう全て荒れている状態の地域で、令和元年に隣接の農地もこの方が植林し、この周辺の山林も所有されておることから、熱心に林業をされています。植林後は、獣害柵もしっかり張られ、獣害遭わないように管理されておりますし、地域性も見て許可相当であると考え判断しました。現地確認は1月13日行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号44杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号44杉本です。

農地利用の最適化に支障がないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号62について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号62については、許可相当とすることに決定いたします。

なお、この案件は、合計面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

議案第91号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第92号について説明します。議案書は10ページからです。
今月の決定は105件で、借り手・貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
11ページ、12ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権、使用貸借権の設定の面積は42万5,166平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営状況は、42ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第92号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第92号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第92号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は43ページ、参考図は24ページから26ページです。
今月は、農地法第5条の届出が4件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

- 議 長 質問等がありませんので、続きまして、**報告案件 2 「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。
- 事務局 報告します。今月の田畑形状変更の届出は1件で、調書は44ページ、参考図は27ページです。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議 長 続きまして、報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 「広報編集委員会報告事項」**については、福井委員長事務局からお願いします。
- 福井委員長 ・ 農業委員会だより第34号発行
- 議 長 続きまして、**報告事項 2 「意見書検討委員会報告事項」**については、西田委員長からお願いします。
- 西田委員長 ・ 第6回意見書検討委員会の開催
- 議 長 続きまして、**報告事項 3 「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事務局 ・ 農用地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・ 1月総会「議案第86号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号17及び「議案第87号農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号54の県農業会議常設審議委員会諮問結果
・ 経過と予定
・ 農地パトロールの報告
・ 農地賃借料情報
・ 農業者年金の加入推進
- 議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。